

証券コード 9082  
2023年6月9日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都江東区猿江二丁目16番31号  
大和自動車交通株式会社  
代表取締役社長 大塚 一基

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daiwaj.com/ir.html>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「大和自動車交通」または証券「コード」に「9082」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主総会へのご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださりまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階「錦」  
（昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないよう  
お願い申し上げます。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第116期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役3名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から緩やかに回復しつつあり、総じて持ち直しの動きが続いているものの、ウクライナ情勢等によるエネルギーや一次産品等の価格高騰や円安が一段と進み、世界各国でインフレが加速したほか、半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社グループにおいては、すべての人の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限留意しながら、将来のモビリティのサービス化(MaaS)やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」の第1期目を推進しております。

当連結会計年度の連結業績は、主要事業である旅客自動車運送事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やテレワークの浸透等で減少していた利用客が前期に比べ戻りつつあることに加えて、2022年11月に実施いたしましたタクシー運賃の値上げ効果から、売上高は17,795百万円(前期比16.5%増)、営業利益は80百万円(前期は営業損失1,234百万円)、経常利益は196百万円(前期は経常損失27百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は177百万円(前期比90.2%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 旅客自動車運送部門

タクシー部門では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も一段落し、お客様における社会経済活動の正常化が進んだこと、また更なるサービスの向上や乗務員の労働環境の改善を図るため2022年11月より東京都23区、武蔵野市、三鷹市におきまして運賃の値上げを実施いたしましたことにより、売上高は9,837百万円(前期比30.7%増)となりました。

タクシー部門の当連結会計年度におきましては、従来から引き続き、当社グループの課題である乗務員不足解消の施策として、WEBサイトの充実を図ると共に就活生用の会社案内を作成配布し、新卒ドライバーの確保に向けて尽力しつつ、積極的な採用活動を行っております。前年に続き、事前確定運賃サービスを兼ね備えた配車アプリ「S.RIDE」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスに加え、CABカードモバイルの営業推進を行い一人でも多くのお客様の利便性に応えるべく努力をいたしました。また、交通事業者としてモビリテ

ィのサービス化（MaaS）、自動運転といったお客様の利便性を叶え、交通弱者を一人でも無くすためのサービスの検討を継続しております。特に自動運転分野に関しては、株式会社日本総合研究所が主催する自動運転の研究会R A P O Cラボに参画し、自動運転の社会実装に向けて異業種と意見交換を行っております。輸送においては、飛沫感染防止ボード、低オゾン発生器、空気清浄モニターの設置、車内除菌作業を行い、ニューノーマルタクシー化を進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。また、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行や人気アニメとコラボレーションしたラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行いました。環境面では、世界共通の課題であるカーボンニュートラル実現へ向けて、温室効果ガス削減のために電気自動車を多摩地区にて5台導入いたしました。人だけではなく環境にも配慮できる企業として認識されるべく今後も注力してまいります。

ハイヤー部門では、お客様における社会経済活動の正常化が進んだことによりハイヤー需要が高まったことに加え、福祉輸送部門においても新規顧客獲得による売上貢献があり、ハイヤー部門全体での売上高は2,677百万円（前期比6.1%増）となりました。経費面では、新規入社乗務員の募集費や採用乗務員の研修費の増加、並びに燃料費の単価上昇により増加したものの、ハイヤー事業は、回復基調が進み黒字化を実現できました。乗務員教育の面では、新人乗務員指導係及び職員による教育マニュアルの整備と同乗教育を行い、乗務員未経験者に対する教育体制を充実させハイヤー乗務員としてのレベルの向上に努めました。環境面においては、SDGs達成に向けてエコドライブの推進・実施による燃料消費量・温室効果ガス削減に取り組んでおります。

以上の結果、タクシー部門とハイヤー部門等の旅客自動車運送事業売上高は12,515百万円（前期比24.5%増）、営業利益は190百万円（前期は営業損失619百万円）となりました。旅客自動車運送事業の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全、おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

## ② 不動産部門

不動産事業では、引き続きテナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。今期は前期まで実施していた賃料の減額の解除を行った結果、賃貸収入売上が改善いたしました。

以上の結果、不動産事業の売上高は927百万円（前期比3.3%増）、営業利益は488百万円（前期比126.7%増）となりました。

### ③ 販売部門

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入コストの見直しや新型コロナウイルス感染症対策用品の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。しかしながら、2021年秋から続く原油価格の上昇及び自動車燃料の需要が減少する等、厳しい状況が続きました。

金属製品製造販売部門では、原材料価格の高騰を受け鋼材仕入の増加が生じ、また主力商品であった集合住宅用標準外階段の生産高は外部設置という防犯上の観点から減少傾向にありますが、安定的な収益基盤の確立と営業利益の確保に向け、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開いたしました。

以上の結果、販売事業の売上高は2,172百万円（前期比1.0%増）、営業利益は56百万円（前期比17.7%減）となりました。

### ④ サービス・メンテナンス事業部門

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテルなどの清掃業務を主要事業としており、顧客との年間契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。メイン事業であるゴルフ場の利用動向につきましても、コンペ等の団体利用及びレストラン営業は新型コロナウイルス感染症の流行以降減少しているものの、個人利用客は大きな影響を受けておらず、むしろ来場者数は増加しております。そのためゴルフ場の設備更新の工事受注が増加いたしました。また従来からの取引先とは、一部契約の縮小がありました。積極的な新規顧客開拓の営業活動により、前年並みの収益を確保することができました。

以上の結果、サービス・メンテナンス事業の売上高は2,180百万円（前期比0.3%増）、営業利益は21百万円（前期は営業損失1百万円）となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、江東本社ビルの修繕を実施しました。なお、設備資金は自己資金で調達いたしました。

## (3) 対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、ドライバーの不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立するべく、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」を策定しております。

グループの総力を挙げて「安心・安全、おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況

連結

区 分	第113期 [2019.4~2020.3]	第114期 [2020.4~2021.3]	第115期 [2021.4~2022.3]	第116期 [2022.4~2023.3]
売上高	16,026,943千円	11,533,786千円	15,271,830千円	17,795,646千円
経常利益又は損失(△)	87,456千円	△2,088,716千円	△27,659千円	196,427千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失(△)	635,148千円	△1,624,010千円	1,818,579千円	177,869千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	152円52銭	△385円41銭	425円97銭	41円50銭
総資産	23,035,063千円	29,449,894千円	30,159,590千円	29,153,592千円
純資産	8,858,890千円	7,433,259千円	9,296,217千円	9,471,362千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第115期の期首より適用しており、第115期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

個別

区 分	第113期 [2019.4~2020.3]	第114期 [2020.4~2021.3]	第115期 [2021.4~2022.3]	第116期 [2022.4~2023.3]
売上高及び営業収益	2,288,672千円	1,544,220千円	1,468,315千円	2,064,832千円
経常利益又は損失(△)	140,653千円	△1,604,503千円	△413,273千円	△83,881千円
当期純利益又は損失(△)	172,136千円	△1,132,774千円	1,507,392千円	△68,283千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	41円34銭	△268円83銭	353円08銭	△15円93銭
総資産	17,300,678千円	22,570,247千円	25,948,352千円	24,950,125千円
純資産	7,743,396千円	6,636,526千円	8,210,082千円	8,148,175千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第115期の期首より適用しており、第115期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
大和物産株式会社	30,000千円	100.0%	自動車用燃料等販売事業
大和自動車株式会社	54,100	100.0	タクシー事業
大和工機株式会社	45,000	100.0	金属製品製造事業
大和自動車王子株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
株式会社スリーデイ	30,000	100.0	不動産事業
大和交通保谷株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通羽田株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通江東株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通立川株式会社	10,000	100.0	タクシー事業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10,000	100.0	ハイヤー事業
株式会社丸井自動車	10,000	100.0	タクシー事業
株式会社トータルメンテナンスジャパン	20,000	100.0	サービス・メンテナンス事業
日本自動車メーター株式会社	20,000	87.9	自動車用品販売・修理

## (6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

- ①旅客自動車運送事業：ハイヤー事業、タクシー事業
- ②不動産事業：不動産売買・賃貸・仲介事業
- ③販売事業：燃料販売、資材販売、金属製品販売事業
- ④サービス・メンテナンス事業：清掃・メンテナンス事業

(7) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

(a) 当社  
賃貸ビル

ビル名	所在地	ビル名	所在地
テラス日本橋	東京都中央区	テラス猿江	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座I	東京都中央区	テラス亀戸	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座II	東京都中央区	メゾン大島リバーサイド	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座III	東京都中央区	メゾン大島イースト	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座IV	東京都中央区	名古屋路木場ビル	東京都江東区
藤和東神田ビル	東京都千代田区	テラス弥生町	東京都板橋区
アルテビル東神田II	東京都千代田区	テラス府中	東京都府中市
ヒルサイドスクウェア	東京都豊島区	テラス浦安	千葉県浦安市
大和王子ビル	東京都北区	千住ビル	東京都足立区

(b) 子会社

事業の種類別 セグメントの名称	子会社名	所在地
旅客自動車運送事業	大和自動車株式会社	東京都江東区
	大和自動車王子株式会社	東京都北区
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通羽田株式会社	東京都北区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
	株式会社丸井自動車	東京都足立区
不動産事業	株式会社スリーディ	東京都中央区
販売事業	大和物産株式会社	東京都江東区
	大和工機株式会社	山梨県笛吹市
	日本自動車メーカー株式会社	東京都江東区
サービス・メンテナンス事業	株式会社トータルメンテナンスジャパン	東京都江東区



## (8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,815名	△105名
不動産事業	40名	△4名
販売事業	117名	9名
サービス・メンテナンス事業	666名	△149名
全社(共通)	94名	△2名
合計	2,732名	△251名

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名	△2名	48.2歳	17.3年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,891百万円
株式会社みずほ銀行	2,869百万円
株式会社日本政策金融公庫	1,182百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,020百万円
株式会社りそな銀行	754百万円
株式会社三菱UFJ銀行	716百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,250,000株  |
| ③ 株主数      | 1,161名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
新倉文明	423千株	9.51%
東都自動車株式会社	379千株	8.53%
太陽生命保険株式会社	375千株	8.43%
第一生命保険株式会社	275千株	6.18%
吉田満	266千株	5.98%
宮園自動車株式会社	195千株	4.39%
安田一	150千株	3.37%
大和自動車交通社員持株会	146千株	3.29%
新倉真由美	140千株	3.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)	135千株	3.04%

(注) 持株比率は自己株式 (800千株) を控除して計算しております。なお、役員報酬BIP信託が保有する当社株式 (135千株) は、自己株式に含めず計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—
社外取締役	—	—
監査役	—	—

#### (4) 会社役員状況

##### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	前 島 忻 治	ハイヤー・タクシー業界活動、海外提携活動、関連事業 株式会社スリーディ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	大 塚 一 基	最高業務執行責任者 営業企画、乗務員採用教育、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	齋 藤 康 典	専務執行役員管理本部長 総務・労務、予算管理、経理・財務担当 大和交通保谷株式会社 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 雄 二 郎	執行役員経理部長 経理・財務担当
取 締 役	新 倉 眞 由 美	
取 締 役	田 中 明 夫	東洋埠頭株式会社 社外取締役
取 締 役	田 村 泰 朗	太陽生命保険株式会社 取締役専務執行役員 株式会社T&Dホールディングス 専務執行役員 株式会社陽栄ホールディング 社外取締役 太陽生命健康保険組合 理事長 公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長
常 勤 監 査 役	小 林 幸 雄	
監 査 役	鐵 義 正	住友林業株式会社 社外監査役
監 査 役	若 槻 治 彦	

- (注) 1. 取締役 田中明夫及び田村泰朗の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 鐵 義正及び若槻治彦の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 4. 取締役 田中明夫及び田村泰朗の両氏、監査役 鐵 義正及び若槻治彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉眞由美氏、田中明夫氏、田村泰朗氏及び監査役 鐵 義正氏、若槻治彦氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (役員報酬B I P 信託)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	78 (4)	53 (4)	- (-)	18 (-)	6 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11 (5)	11 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 業績連動報酬(金銭報酬)は、取締役に対して支給している賞与であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、達成度を客観的に測定できるという理由から、中期経営計画の売上高及び経常利益等を業績指標とし、各事業年度の達成度及び、役位、在任年数、社員への賞与支払等の金額を総合的に勘案して決定しております。

(注3) 業績連動報酬(役員報酬B I P 信託)は、取締役に対して支給している株式報酬であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、客観的に評価測定できるという理由から経常利益を業績指標とし、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて一定のポイントを付与し、退任時に役員報酬としてポイントの累積値に相当する当社普通株式を交付しております。

(注4) 非金銭報酬等は、取締役に対して支給している譲渡制限付株式報酬であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的としております。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を定時株主総会終了後に報酬として支給し、当社を取り巻く経営環境及び役位に応じて総合的に算出する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行または処分を受けます。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。

(注5) 業績連動報酬に係る各指標の目標及び実績は以下のとおりです。

	2021年度		2022年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績
売上高	15,200百万円	15,271百万円	17,200百万円	17,795百万円
経常利益	△50百万円	△27百万円	50百万円	196百万円

- ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は1名）です。
  2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は1名）です。
  3. 取締役の業績連動報酬（役員報酬B I P信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。
  4. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ・決定方針の決定方法  
 当社の取締役会は、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月26日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。
  - ・決定方針の内容の概要  
 当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しますが、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
  - ・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、その答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 個人別の報酬額等については、2022年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長大塚一基氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を評価し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したた

めであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられておりません。

⑦ 社外役員に関する事項

取締役 田中 明夫

ア、重要な兼職先と当社との関係

東洋埠頭株式会社 社外取締役

東洋埠頭株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中12回に出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

取締役 田村 泰朗

ア、重要な兼職先と当社との関係

太陽生命保険株式会社 取締役専務執行役員

株式会社T&Dホールディングス 専務執行役員

株式会社陽栄ホールディング 社外取締役

太陽生命健康保険組合 理事長

公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長

太陽生命保険株式会社は、当社株式375千株（持株比率8.43%）を保有する大株主です。また同社と当社は、保険等の取引関係があります。

株式会社T&Dホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

株式会社陽栄ホールディングと当社は、特別の関係はありません。

太陽生命健康保険組合と当社は、特別の関係はありません。

公益財団法人太陽生命厚生財団と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中12回に出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の

委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

#### 監査役 鐵 義正

##### ア、重要な兼職先と当社との関係

住友林業株式会社 社外監査役

住友林業株式会社と当社は、特別の関係はありません。

##### イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中12回出席、監査役会は12回中12回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

#### 監査役 若槻 治彦

##### ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

##### イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中8回出席、監査役会は12回中6回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

#### ⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記金額には、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等2百万円を含んでおります。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。



## (6) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
  - (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
  - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、社外の弁護士による内部通報窓口を設置し、実効性のある内部通報体制を整備する。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
  - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。
  - (6) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
  - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
  - (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
  - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
  - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
  - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
  - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
  - (2) 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
  - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
  - (3) 監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報

告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

- (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。
- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
 監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることもできるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 取締役職務の執行  
 当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。
- (2) 監査役職務の執行  
 監査役は、当該事業年度において監査役会を12回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。
- (3) 内部監査の実施  
 計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」に取り組んでおります。ハイヤー部門は、お客様の新型コロナウイルス感染症防止対策として通勤時のハイヤー利用を積極的にセールスした結果、新規顧客を獲得することができました。また、移動テレワーク室の実証実験を行う等、新規サービス開発にも取り組んでまいります。福祉輸送部門は、不特定多数の方との接触の機会を減らせる安全な移動手段として通学時の福祉車両利用を積極的にセールスいたしました。タクシー部門は、事前確定運賃サービスに対応した配車アプリ「S.RIDE」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスの充実、更には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛が要請されていた中、不特定多数の方との接触の機会を減らせるタクシー往復送迎付き宿泊プラン等のサービスに注力いたしました。加えて、2自治体と契約を締結し新型コロナワクチン接種会場へのタクシー送迎サービスや、タクシーコール機器の病院への設置によるタクシー送迎サービスを実施しました。引き続き、モビリティのサービス化（MaaS）、自動運転分野の実証実験、需要予測サービスの実証検証に積極的に参画し、異業種や大学等の学術機関との連携を深めることで、新たな移動サービスの提供の実現に努めてまいります。

不動産事業は、テナントの要望に沿った施設の改善、オフィスビルや賃貸マンションのリノベーションを実施するとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地の地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を行う等、事業収益の増強に取り組んだ結果、オフィスビルや賃貸マンションの稼働率が改善いたしました。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は、新型コロナウイルス感染症対策用品の販売を行い、より一層のきめ細かいサービスの提供を推進する等、顧客営業を強化しております。金属製品製造販売部門は、安定的な収益基盤を確立するため、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開しております。

サービス・メンテナンス事業では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

## 3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以 上

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

《資産の部》		《負債の部》	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b>	<b>10,540,435</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,202,109</b>
現金及び預金	7,104,072	支払手形及び買掛金	492,649
信託預金	638,510	短期借入金	4,140,000
受取手形、売掛金及び契約資産	1,720,896	1年内返済予定の長期借入金	1,019,114
商品及び製品	87,900	リース債務	431,276
仕掛品	34,748	未払金	124,584
原材料及び貯蔵品	81,516	未払費用	1,045,011
前払金	57,367	未払法人税等	51,186
前払費用	270,363	未払消費税等	405,509
その他	561,060	前受金	45,763
貸倒引当金	△16,001	賞与引当金	132,300
<b>固定資産</b>	<b>18,613,157</b>	その他の	314,713
<b>有形固定資産</b>	<b>17,014,780</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,480,119</b>
建物及び構築物	5,259,545	長期借入金	7,380,549
機械器具及び什器備品	241,409	リース債務	553,341
車両運搬具	274,435	長期預り金	460,101
土地	10,394,023	繰延税金負債	1,894,140
リース資産	839,281	退職給付に係る負債	806,260
建設仮勘定	6,084	資産除去債務	296,113
<b>無形固定資産</b>	<b>66,546</b>	株式報酬引当金	74,674
ソフトウェア	50,030	その他	14,937
その他	16,515	<b>負債合計</b>	<b>19,682,229</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,531,830</b>	《純資産の部》	
投資有価証券	802,172	株主資本	9,228,991
長期貸付金	102,424	資本金	525,000
長期前払費用	77,330	資本剰余金	10,732
繰延税金資産	149,594	利益剰余金	9,646,313
その他	536,299	自己株式	△953,054
貸倒引当金	△135,991	その他の包括利益累計額	196,952
[資産合計]	<b>29,153,592</b>	その他有価証券評価差額金	221,850
		繰延ヘッジ損益	△5,203
		退職給付に係る調整累計額	△19,694
		非支配株主持分	45,419
		<b>純資産合計</b>	<b>9,471,362</b>
		[負債・純資産合計]	<b>29,153,592</b>

招集ノ通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上	上	原	高			17,795,646
売	上	原	価			16,068,487
販	上	総	利	益		1,727,159
営	費	一	費			1,646,424
営	業	般	利	益		80,734
	業	管	益			
	外	理	息		2,107	
	取	費	金		20,455	
	取	配	当		39,785	
	保	配	当		26,301	
	受	取	家		87,920	
	受	取	賃		77,905	254,476
	補	金	入			
	そ	の	他			
営	業	の	用			
	外	費	利	息	133,608	
	払		他		5,174	138,783
	常	の	利	益		
特	別	利	益			196,427
	資	産	却	益	48,934	
	有	証	却	益	56	48,991
特	別	損	失			
	資	産	却	損	27,257	
	損		損		132,692	
	の		他		1,357	161,307
税	金	等	前	当	期	純
法	人	税	及	び	事	業
法	人	税	等	調	整	額
					111,649	
					△206,333	△94,684
当	期	純	利	益		178,795
非	支	配	株	主	に	帰
親	会	社	株	主	に	帰
						926
						177,869



## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	525,000	10,732	9,436,896	△1,012,971	8,959,657
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	91,303	-	91,303
誤謬の訂正を反映した当期首残高	525,000	10,732	9,528,200	△1,012,971	9,050,961
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	△17,764	-	△17,764
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	177,869	-	177,869
自己株式の取得	-	-	-	△105,560	△105,560
自己株式の処分	-	-	△41,992	165,477	123,484
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	118,112	59,917	178,029
当 期 末 残 高	525,000	10,732	9,646,313	△953,054	9,228,991

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	給 付 調 整 額		
当 期 首 残 高	217,115	△18,516	△7,364	191,234	44,492	9,195,385
誤謬の訂正による累積的影響額	-	5,669	3,859	9,528	-	100,832
誤謬の訂正を反映した当期首残高	217,115	△12,846	△3,505	200,763	44,492	9,296,217
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△17,764
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	177,869
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△105,560
自己株式の処分	-	-	-	-	-	123,484
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,734	7,642	△16,188	△3,811	926	△2,884
当 期 変 動 額 合 計	4,734	7,642	△16,188	△3,811	926	175,144
当 期 末 残 高	221,850	△5,203	△19,694	196,952	45,419	9,471,362

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

《資産の部》		《負債の部》	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b>	<b>7,872,423</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,040,250</b>
現金及び預金	6,041,166	買掛金	184,109
信託預金	638,510	短期借入金	3,800,000
売掛金	60,949	1年内返済予定の長期借入金	546,888
貯蔵品	11,629	リース負債	24,843
前払金	13,159	未払費用	141,023
前払費用	46,600	未払消費税等	232,298
短期貸付金	144,065	未払法人税等	64,826
未収入金	1,212,497	未前払法受人税	1,649
その他の	36	短期預り金	24,134
貸倒引当金	△296,192	関係会社預り金	50,495
		関係会社受取当益金	862,694
		賞与引当金	75,487
<b>固定資産</b>	<b>17,077,702</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,761,699</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,464,993</b>	長期借入金	5,778,567
建物	4,149,189	関係会社長期借入金	2,210,000
建物附属設備	420,527	リース負債	11,341
構築物	209,739	繰延税金負債	1,545,579
機械器具	38,755	長期預り金	379,134
車両運搬具	19	退職給付引当金	278,299
什器備品	41,804	資産除去債務	131,738
土地	10,572,415	株式報酬引当金	74,674
リース資産	32,542	関係会社事業損失引当金	333,749
		その他	18,613
<b>無形固定資産</b>	<b>46,725</b>	<b>負債合計</b>	<b>16,801,949</b>
ソフトウェア	38,755		
その他	7,970	《純資産の部》	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,565,982</b>	<b>株主資本</b>	<b>8,109,992</b>
投資有価証券	265,161	資本金	525,000
関係会社株式	1,046,917	資本剰余金	2,491
差入保証金	10,225	資本準備金	2,491
長期貸付金	15,053	利益剰余金	8,535,555
関係会社長期貸付金	74,000	利益準備金	131,250
その他の	244,275	その他利益剰余金	8,404,305
貸倒引当金	△89,651	退職積立金	197,550
		固定資産圧縮積立金	3,795,332
		別途積立金	1,146,000
		繰越利益剰余金	3,265,423
		<b>自己株式</b>	<b>△953,054</b>
		評価・換算差額等	38,182
		その他有価証券評価差額金	43,386
		繰延ヘッジ損益	△5,203
		<b>純資産合計</b>	<b>8,148,175</b>
<b>[資産合計]</b>	<b>24,950,125</b>	<b>[負債・純資産合計]</b>	<b>24,950,125</b>

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高及び営業収益	1,400,590
売上高及び営業収益	664,242
売上高及び営業収益	2,064,832
売上原価及び営業費用	896,879
売上原価及び営業費用	1,115,922
売上原価及び営業費用	2,012,801
販売費及び一般管理費	52,030
販売費及び一般管理費	71,597
営業外収益	△19,566
営業外収益	2,758
営業外収益	7,840
営業外収益	39,785
営業外収益	25,310
営業外費用	75,694
営業外費用	135,143
営業外費用	4,865
営業外費用	140,008
特別利益	△83,881
特別利益	11
特別損失	11
特別損失	24,525
特別損失	625
特別損失	25,151
税引前当期純損失	△109,020
法人税、住民税及び事業税	557
法人税等調整額	△41,294
当期純損失	△40,737
当期純損失	△68,283

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本計 合
	資本金	資 剩 余 本 金	利 益 剩 余 金						自己株式	
			資 準 備 本 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金					
					退 積 立 金	職 員 給 付 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金	
当 期 首 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,833,161	1,146,000	3,269,374	△1,012,971	8,091,856	
誤謬の訂正による累積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	-	86,259	-	86,259	
誤謬の訂正を反映した 当 期 首 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,833,161	1,146,000	3,355,634	△1,012,971	8,178,115	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△17,764	-	△17,764	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△105,560	△105,560	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△41,992	165,477	123,484	
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	-	△68,283	-	△68,283	
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△37,829	-	37,829	-	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	△37,829	-	△90,211	59,917	△68,123	
当 期 末 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,795,332	1,146,000	3,265,423	△953,054	8,109,992	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	44,813	△18,516	26,297	8,118,153
誤謬の訂正による累積 的 影 響 額	-	5,669	5,669	91,929
誤謬の訂正を反映した 当 期 首 残 高	44,813	△12,846	31,966	8,210,082
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	-	△17,764
自己株式の取得	-	-	-	△105,560
自己株式の処分	-	-	-	123,484
当期純損失(△)	-	-	-	△68,283
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,426	7,642	6,216	6,216
当期変動額合計	△1,426	7,642	6,216	△61,906
当 期 末 残 高	43,386	△5,203	38,182	8,148,175

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和自動車交通株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡 昌樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和自動車交通株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡 昌樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

大和自動車交通株式会社 監査役会  
常勤監査役 小林 幸雄  
監査役 鐵 義正  
監査役 若槻 治彦

(注) 監査役鐵 義正、若槻治彦両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第116期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、17,796,212円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたいと存じます。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役前島忻治氏、加藤雄二郎氏、田中明夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いわざき たかお ※ 岩崎 孝雄 (1963年12月16日生)	1986年3月 当社入社 2003年2月 当社日本橋営業所所長 2009年11月 当社大手町ビル営業所所長 2010年7月 当社タクシー課課長 2011年7月 当社タクシー部次長 2014年4月 当社タクシー事業統括部部长 2017年4月 当社執行役員タクシー事業統括部部长 2023年4月 当社執行役員総務部部长兼採用企画部部长 (現任) (現在に至る)	3,100株
2	まつもと たかゆき ※ 松本 敬之 (1965年10月15日生)	1988年4月 株式会社太陽神戸銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 2020年7月 当社入社 2021年8月 当社執行役員関連事業部部长 (現任) (現在に至る)	400株
3	たなか あきお 田中 明夫 (1956年7月14日生)	1979年4月 第一生命保険相互会社入社 2008年4月 同社執行役員西日本営業本部部长兼九州営業局長 2010年4月 第一生命保険株式会社執行役員西日本営業本部部长兼九州営業局長 2012年4月 同社常務執行役員西日本営業本部部长兼西日本営業局長 2013年4月 同社常務執行役員名古屋総局長 2015年4月 同社常務執行役員中部総局長 2018年4月 日本物産株式会社代表取締役社長 2019年6月 東洋埠頭株式会社社外取締役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) 2021年4月 日本物産株式会社取締役会長 (現在に至る)  [重要な兼職の状況] 東洋埠頭株式会社 社外取締役	0株

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  3. 候補者岩崎孝雄氏は、当社においてハイヤー・タクシー部門を中心に豊富な経験を有しており、現在は執行役員総務部長兼採用企画部長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
  4. 候補者松本敬之氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する相当な知見を有しており、当社においては執行役員関連事業部長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
  5. 候補者田中明夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、田中明夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、引き続き同証券取引所に届け出る予定であります。
  6. 田中明夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  7. 田中明夫氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
  8. 田中明夫氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を継続する予定であります。
  9. 田中明夫氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
  10. 田中明夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
  11. 田中明夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  12. 田中明夫氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  13. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況 (4) 会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

【ご参考】

各取締役候補者及び各取締役のスキル・マトリックス（知識・経験・能力等一覧）

氏名	企業経営 経営戦略	ハイタク 業界知見	国際性 海外知見	財務戦略 会計	ICT DX	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理
岩崎 孝雄	○	○				○	
松本 敬之	○		○	○		○	○
田中 明夫	○			○		○	○
大塚 一基	○	○		○	○	○	○
齋藤 康典	○	○			○	○	○
新倉真由美			○			○	
田村 泰朗	○		○	○		○	○

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役若槻治彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ 加藤 雄二郎 (1962年10月17日生)	1983年4月 当社入社 2004年6月 当社財務課課長 2005年1月 当社経理課課長 2008年8月 当社経理部次長兼内部統制室長 2009年5月 当社執行役員経理部長兼内部統制室長 2015年6月 当社取締役 執行役員経理部長 (現任) 経理、財務担当 (現在に至る)	10,500株
2	※ 田村 吉央 (1982年7月5日生)	2008年12月 第一東京弁護士会 登録 長野・大野・常松法律事務所入所 2012年1月 ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 入社 2014年1月 ノーサイド法律事務所入所 2016年9月 弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員 (現任) 2020年11月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役 (現任) 2021年5月 株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員 (現任) (現在に至る)	0株

(注) 1. ※は新任監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 候補者加藤雄二郎氏は、当社において取締役経理部長を務め、経営及び財務・会計に関して豊富な知見・経験を有していることから監査役として選任をお願いするものであります。

4. 田村吉央氏は、社外監査役候補者であります。なお、田村吉央氏が監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。

5. 田村吉央氏につきましては、同氏が弁護士としてこれまで培ってきました会社法務に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。

6. 田村吉央氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士として会社法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 田村吉央氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 田村吉央氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
9. 田村吉央氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
10. 田村吉央氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
11. 田村吉央氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
12. 田村吉央氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
13. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<small>おおたけ さかえ</small> 大竹 栄 (1961年8月1日生)	1985年10月 監査法人第一監査事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所	0株
	1998年8月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員	
	2007年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員	
	2010年10月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）沖縄事務所所長	
	2017年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職	
	2017年7月 大竹会計事務所 開業	
	2019年4月 千葉地方最低賃金審議会委員（現任）	
	2019年7月 一般財団法人東京学校支援機構（現公益財団法人東京学校支援機構） 監事（現任）	
	2020年11月 一般財団法人あんしん財団 理事（現任） （現在に至る）	

- (注) 1. 候補者大竹栄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大竹栄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、大竹栄氏が監査役に就任された場合、当社は大竹栄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 大竹栄氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 大竹栄氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 大竹栄氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 大竹栄氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 大竹栄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の

特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

8. 大竹栄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 大竹栄氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 大竹栄氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。大竹栄氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

## 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入しております。

現プランの有効期間は、2023年6月29日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」として継続することを決定いたしましたので、本議案において株主の皆様のご承認をお願いするものであります（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、2026年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役1名を含む当社監査役2名が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本プランの継続にあたり、一部文言の修正等をしてありますが、本プランの実質的内容に変更はございません。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社グループは、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

当社グループにおいては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」の第2期目を推進しております。

#### ① 旅客自動車運送事業

タクシー部門では、従来からの課題である乗務員不足解消の施策として、WEBサイトの充実を図ると共に就活生用の会社案内を作成配布し、新卒ドライバーの確保に向けて尽力しつつ、積極的な採用活動を行っております。事前確定運賃サービスを兼ね備えた配車アプリ「S.RIDE」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスに加え、CABカードモバイルの営業推進を行い一人でも多くのお客様の利便性に応えるべく努力をいたしております。また、交通事業者としてモビリティのサービス化（MaaS）、自動運転といったお客様の利便性を叶え、交通弱者を一人でも無くするためのサービスの検討を継続しております。特に自動運転分野に関しては、株式会社日本総合研究所が主催する自動運転の研究会RAPOCラボに参画し、自動運転の社会実装に向けて異業種と意見交換を行っております。輸送においては、飛沫感染防止ボード、低オゾン発生器、空気清浄モニターの設置、車内除菌作業を行い、ニューノーマルタクシー化を進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。また、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行や人気アニメとコラボレーションしたラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行っております。環境面では、世界共通の課題であるカーボンニュートラル実現へ向けて、温室効果ガス削減のために電気自動車を多摩地区にて5台導入し、人だけではなく環境にも配慮できる企業として認識されるべく今後も注力してまいります。

ハイヤー部門では、お客様における社会経済活動の正常化が進んだことによりハイヤー需要が高まっており、福祉輸送部門と共に新規顧客獲得に注力しております。乗務員教育の面では、新人乗務員指導係及び職員による教育マニュアルの整備と同乗教育を行い、乗務員未経験者に対する教育体制を充実させハイヤー乗務員としてのレベルの向上に努めております。

#### ② 不動産事業

不動産事業では、引き続きテナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。

#### ③ 販売事業

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化し、仕入コストの見直しや新型コロナウイルス感染症対策用品の販売を行っております。

金属製品製造販売部門では、安定的な収益基盤の確立と営業利益の確保に向け、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開しております。

#### ④ サービス・メンテナンス事業

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

#### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

また、取締役及び監査役の指名・報酬に係る意思決定のプロセスの透明性・客観性を確保し、取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の諮問機関として構成員の半数以上が社外取締役である任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役及び監査役の選解任、代表取締役及び役付き取締役の選定・解職、後継者計画、取締役及び監査役の報酬決定の方針・手続等の審議・答申を行っております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的と概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の三氏が就任いたします。

なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

##### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 本必要情報の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

---

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。



- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との間に利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)ないし(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

#### ⑥ 株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤(ii)に従い、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は⑥に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑨ 大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載の通り、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必

要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止した場合又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 3. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記2. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経

済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

### 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（株主意思を確認すべき旨を含む）
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。



8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員の略歴（五十音順）

田村 吉央（たむら よしひさ）

- 2008年12月 第一東京弁護士会登録  
長野・大野・常松法律事務所入所
- 2012年 1月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社
- 2014年 1月 ノーサイド法律事務所入所
- 2016年 9月 弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員（現任）
- 2020年11月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役（現任）
- 2021年 5月 株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員（現任）
- 2023年 6月 当社監査役就任予定

※田村吉央氏が当社監査役に就任された場合は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役となり、当社は田村吉央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

鐵 義正（てつ よしまさ）

- 1976年11月 監査法人第一監査事務所（現E Y新日本有限責任監査法人）入所
- 1981年 8月 公認会計士開業登録
- 1987年 5月 センチュリー監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）社員
- 1997年 8月 センチュリー監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）代表社員
- 2011年 6月 新日本有限責任監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）退職
- 2012年 6月 当社監査役就任（現任）
- 2018年 6月 住友林業株式会社 社外監査役（現任）

※鐵 義正氏は会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。なお、当社は鐵 義正氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

鳥飼 重和（とりかい しげかず）

- 1986年10月 司法試験合格
- 1990年 4月 第二東京弁護士会登録
- 1994年 4月 鳥飼総合法律事務所 代表（現任）

以上の三氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

### 当社の大株主の株式保有状況

当社大株主上位10名の株式保有状況（2023年3月末日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
新倉 文明	423	9.51
東都自動車株式会社	379	8.53
太陽生命保険株式会社	375	8.43
第一生命保険株式会社	275	6.18
吉田 満	266	5.98
宮園自動車株式会社	195	4.39
安田 一	150	3.37
大和自動車交通社員持株会	146	3.29
新倉 眞由美	140	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）	135	3.04

- (注) 1. 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。  
 3. 出資比率は、自己株式800,947株を控除して計算しております。  
 4. 発行済株式の総数は、5,250,000株。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売付けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要する虞があると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

---

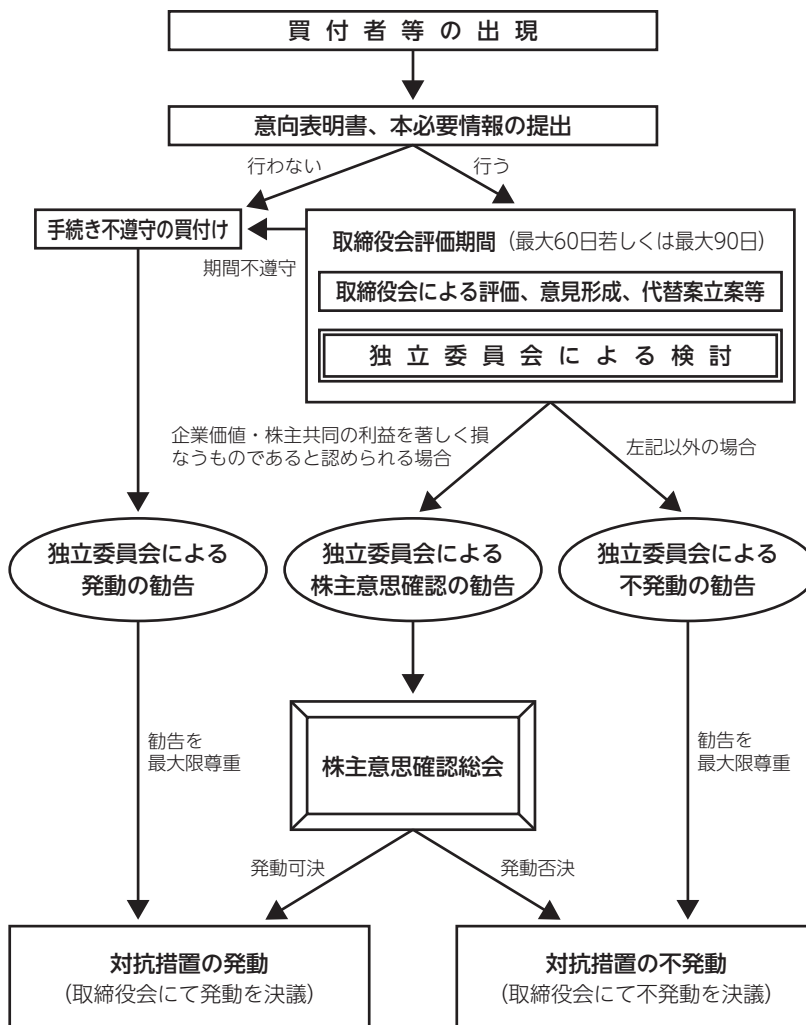
<sup>11</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

### 本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

